

事業系一般廃棄物受入指示書 (2026年4月1日～2027年3月31日)

※事業所から出たごみをお近くのごみステーションに捨てることはできません。

1 搬入場所、搬入方法等については下表のとおりとする。

搬入場所	湖西市吉美 3294-47 湖西市環境センター	湖西市白須賀 3985-1961 湖西市笠子廃棄物処分場
搬入日	月曜日～金曜日 (5/3年未年始を除く)	月曜日～金曜日 (祝日・年未年始を除く)
受付時間	9時00分～16時30分	9時00分～11時45分 13時00分～16時30分
搬入方法	許可業者 直接搬入	直接搬入または許可業者
搬入できるもの	資源物 可燃ごみ 資源物	木枝・草等

※事業活動に伴って生じたプラスチック類は産業廃棄物に該当しますが、従業員が食べた市販弁当のプラスチック容器等に限り可燃ごみとして処理します。

※資源物の詳細は別紙「事業所から排出される資源物」をご覧ください。

2 搬入は、事業者が自ら行う直接搬入、または下表の湖西市の許可業者に委託してください。直接搬入している事業者は、許可業者による搬入をご検討ください。

許可業者名	所在地	電話番号
浜名環境株式会社	坊瀬255-2	573-1102
株式会社 ハイクリーン湖西	白須賀5218-5	579-1811
有限会社 丸重田中商店	鷺津2468-6	576-0096
有限会社 フクセイ田中	梅田295-6	577-1873
有限会社 山本実商店	新所83	578-1968
有限会社 伊藤商店	鷺津410-30	576-2323
株式会社 星山金属	吉美2950	576-0382
環境保全株式会社	新居町中之郷1771	594-2323

3 搬入できるものは、湖西市内で発生した一般廃棄物のみです。
なお、一般廃棄物のうち、形状が非常に大きいもの、液体、発火性・爆発性のあるもの等の処理困難物のほか、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物については搬入できません。
産業廃棄物の詳細は、別紙「<産業廃棄物に該当する主なもの>」をご覧ください。4 新聞紙、雑誌、ダンボール等、資源物となるものは、排出者が直接資源化に努めてください。
※市内にある資源物回収拠点（古紙・古布回収拠点等）に出すことはできません。
※重要書類なども可燃ごみではなく、シュレッダー処理等を行い、リサイクルにて再資源化に努めてください。

5 木枝・草等は、資源化を図るため、湖西市笠子廃棄物処分場へ搬入してください。

① 多量の場合や太幹等がある場合は、環境センターまで事前にご相談ください。

② ごみ、土砂、根等が混入しているものは搬入できません。

※笠子処分場へ直接搬入する場合は、事前に事業者登録をする必要があります。

(登録手続きについては環境センターへお問い合わせください。)

6 可燃ごみ、資源物に分別して搬入し、ごみ袋については、45ℓ以下のポリエチレン製の透明または半透明のものを使用してください。(レジ袋等のプラスチック製容器包装類は使用できません。)

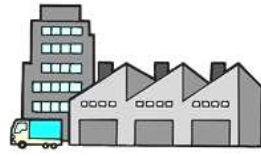
7 ごみ処理料金

「湖西市環境センター」及び「湖西市笠子廃棄物処分場」(直接搬入または許可業者による搬入)

100kgまで1回につき1,200円 100kgを超え、10kg増すごとに1,200円に120円を加算

湖西市環境センター(廃棄物対策課)
湖西市吉美3294-47
Tel 053-577-1280 Fax 053-577-3253

<事業系ごみの処理の流れ>

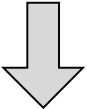


商店・オフィス・工場 等

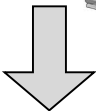


事業活動に伴う廃棄物の発生

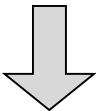
事業活動に伴う廃棄物をお近くのごみステーションに捨てることはできません。
適正に処理しましょう。



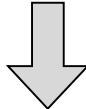
資源物



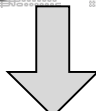
自己搬入または
資源回収業者



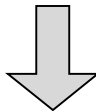
資源化施設



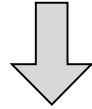
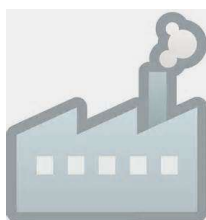
事業系一般廃棄物



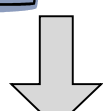
自己搬入または一般廃棄物
収集運搬許可業者



焼却施設



産業廃棄物



産業廃棄物処理許可業者へ
処理をお願いしてください。

一般廃棄物とは、産業廃棄物
以外の廃棄物です。

産業廃棄物とは、事業活動に
伴って生じる廃棄物のうち法令
で定められたものです。

詳細は、別紙「<産業廃棄物
に該当する主なもの>」をご覧
ください。

